

事 務 連 絡  
平成18年6月30日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0630002号  
平成18年6月30日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(44)及び(45)を(45)及び(46)とし、(43)の次に次のように加える。  
(44) イヌリン  
ア イヌリンは、腎クリアランス測定の実施を行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。  
ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。

イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素（BUN）又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン（腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D007 血液化学検査 (1)～(43) (略)	D007 血液化学検査 (1)～(43) (略) (44) イヌリン ア イヌリンは、腎クリアランス測定の目的で行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。 イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素(BUN)又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合、主たるもののみ算定する。 (44)～(45) (略)